

28 廃対第 248 号
平成 28 年 6 月 10 日

一般社団法人長崎県建設業協会 事務局長 様

長崎県環境部廃棄物対策課長

産業廃棄物税収を活用した事業に係る提案・要望等について（照会）

時下、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本県では平成 17 年 4 月から産業廃棄物税を導入しており、その税収の使途は産業廃棄物税条例第 21 条の規定により、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及びその他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てることとしております。

つきましては、平成 29 年度の具体的な税収活用事業を検討するにあたり、税収の活用方法に関する皆様方のご提案・ご要望をお聞きしたく、平成 28 年 7 月 8 日（金）までに別紙様式により当課あて F A X 又はメールにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、貴団体会員等の皆様からも広くご提案いただきますようお願いいたします。

（参考資料）

1. 長崎県産業廃棄物税のあらましパンフレット（写）
2. 県税のしおり（抜粋）
3. 長崎県産業廃棄物税収充当事業一覧（H17～H27）
4. 九州各県の使途事業（H27～H28）

長崎県 環境部 廃棄物対策課
循環型社会推進班 里
電 話：095-895-2373
FAX：095-824-4781
E-mail：sato-dai@pref.nagasaki.lg.jp